

別紙

(下線部分は、変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 条～第13条 (省略)	第 1 条～第13条 (現行どおり)
(定時株主総会の基準日)	(定時株主総会の基準日)
第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>3</u> 月31日とする。	第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>12</u> 月31日とする。
第15条～第33条 (省略)	第15条～第33条 (現行どおり)
(事業年度)	(事業年度)
第34条 当会社の事業年度は、毎年 <u>4</u> 月 1 日から <u>翌年 3</u> 月31日までの 1 年とする。	第34条 当会社の事業年度は、毎年 <u>1</u> 月 1 日から <u>12</u> 月31日までの 1 年とする。
(期末配当)	(期末配当)
第35条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 <u>3</u> 月31日とする。	第35条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 <u>12</u> 月31日とする。
(中間配当)	(中間配当)
第36条 当会社は、毎年 <u>9</u> 月30日を基準日として、取締役会の決議により、会社法第454条第 5 項の規定による中間配当を行うことができる。	第36条 当会社は、毎年 <u>6</u> 月30日を基準日として、取締役会の決議により、会社法第454条第 5 項の規定による中間配当を行うことができる。
第37条 (省略)	第37条 (現行どおり)
＜新 設＞	附 則
	(第15期事業年度)
	第 1 条 第34条の規定にかかわらず、第15期事業年度は、平成28年 4 月 1 日から同年12月31日までの 9 ヶ月間とする。
	(第15期事業年度の中間配当)
	第 2 条 第36条の規定にかかわらず、第15期事業年度の中間配当の基準日は、平成28年 9 月30日とする。
	(附則の有効期間)
	第 3 条 本附則は、第15期事業年度終了後、これを削る。